

(別紙)

福 島 県

入 札 参 加 者 各 位

福島県元請・下請関係適正化指導要綱の改正について

福島県発注工事を受注した方が工事の一部を下請に出そうとするときは、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」の規定を遵守する必要があります。

平成20年2月15日に要綱の一部改正を行いましたのでご承知願います。

**改正後の規定は平成20年3月1日以降に入札公告等を行う工事に適用します。**

- - - - - 主 な 改 正 点 - - - - -

1 下請契約書の記載事項

福島県発注工事において下請（2次下請以降も含む。以下同じ。）契約を締結する際には、契約書に「請負人は福島県元請・下請関係適正化指導要綱の規定を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。」という条項を記載することとしてください。

ここでの「請負人」は、当該下請契約における下請負人（乙方）を指します。

2 チェックリスト

各々の下請契約における元請は、下請契約を締結するとき及び下請工事の完了後にそれぞれチェックリストを作成し適正な手続きがなされているか自己点検を行ってください。

また、県から直接工事を請け負った元請以外の元請は、自らの元請を通じて、下請契約書及び各チェックリストの写しを県から直接工事を請け負った元請に提出するようにしてください。

3 提出書類等

県から直接工事を請け負った元請は、県に対して下請通知書（施工体制台帳）や下請負報告書を提出する際に、全ての下請契約に係る契約書やチェックリスト（上記2）の写しなどを添付していただくこととしました。

詳しくは福島県入札改革グループのホームページをご覧ください。  
[http://www.pref.fukushima.jp/nyusatsu\\_kaikaku/motoshita/top.html](http://www.pref.fukushima.jp/nyusatsu_kaikaku/motoshita/top.html)